

天皇爲田原○光仁父施基之皇子、而因群臣推戴得登帝祚、於是天智之流勃興、加之天智天皇始制法令、謂之近江朝廷之令、天下百世因准之、爾來至今皆天智之一流、而爲太祖不遷之廟、豈不可乎、亦光仁已爲中興之主、故爲第二世、桓武創平安京、故爲三世、光仁桓武比周之七廟、文世室武世室、所謂劉子駿九廟之說也、其餘隨世互有廢置、然而仁明光孝醍醐、其德蓋天下、不忍毀去、是以後世聖君遺詔不立山陵國忌、其意者不可過七廟故也、但三女主猶可得毀之、鳥羽以子○鳥羽母后藤原氏、毀穩子○朱雀村上國忌、寬元○後嵯峨通子母后源氏去安子○冷泉圓融母后藤原氏之國忌者也、又案履脫爲上皇、則不置國忌、隨亦有遣詔崇道天皇國史云、延曆廿四年四月甲辰、令諸國奉爲崇道天皇建小舍納正稅四十束、并預國忌及奉幣之例、謝怨靈也、今案崇道天皇爲謝其怨靈准國忌、非廢務之例、故公家固不知之也、

〔古事記傳二十一〕近陵遠陵近墓遠墓とは、路程の近遠を以云に非ず、近陵墓はいはゆる十陵八墓にて、其餘を凡て遠陵墓とす、近とは、當代に親しく近き意を以云なり、故近陵の幣物は、こよなく多く、なほ又別貢の幣物も多くありて、其は別に内藏寮より供ることにて、其色目は内藏式に見え、又中務式に、凡十二月奉諸陵幣者云々、其別貢幣者、臨幸便所奉送、其使參議已上、及非參議三位、太政官定之、自餘省點之云々など、見えたる如く、近と遠とは甚く差別あるなり、抑此近遠の定まりしは、三代實錄に、天安二年十二月九日、詔定十陵四墓、獻年終荷前之幣ノとあるや始ならむ、其十陵は、天智天皇、田原天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇と七代、是當代の皇祖等なり、平城は然らざれども、近き故に加られたりと見ゆ、嵯峨淳和は近けれども、遺詔にて山陵を置れざる故に入ず、如此七代をしも定められしは、漢國の七廟の制をまねばれたるなるべし、さて餘の三陵は、桓武の御母后と皇后と崇道天皇となり、崇道天皇は延曆の廢太子にて、そのころ厲給へりしより殊に祭らるゝなり、○中略さて又元慶八年十二月廿日、定每年獻荷前幣十陵五墓云々、この時さきに定まれる内を廢かれたると、新に置れたるとあ